

支援制度活用セミナー

<経営力向上計画>

令和3年4月12日

関東経済産業局 中小企業課

経営力向上計画

(千葉県および市川市の状況)

中小企業等経営強化法の認定について

- 平成28年7月1日に施行した中小企業等経営強化法では、「経営力向上計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者に対して、中小企業経営強化税制（即時償却等）による税制面の支援や資金繰り等の支援を措置。
- 令和2年3月31日現在、103,306件を認定（経済産業省:51,331件、国土交通省:28,348件、農林水産省：9,923件、厚生労働省：7,668件、国税庁：1,367件等）

＜認定事業者の内訳（103,306件）

（業種別）

- 製造業：41,296件
- 卸・小売業：8,897件
- 建設業：23,353件
- サービス業(他に分類されないもの)：4,240件
- 医療、福祉業：5,744件
- 電気・ガス・熱供給・水道業：3,728件
- 情報通信業：1,588件
- 学術研究、専門・技術サービス業:3,568件
- 生活関連サービス業、娯楽業：2,147件
- 宿泊業、飲食サービス業：2,170件
- 不動産業、物品賃貸業：1,243件
- 農業・林業：2,984件
- 運輸業、郵便業：1,305件
- 鉱業、採石業、砂利採取業：471件
- 教育、学習支援業：372件
- 漁業：172件
- 金融業、保険業：19件
- 複合サービス事業：8件
- 分類不能の産業：1件

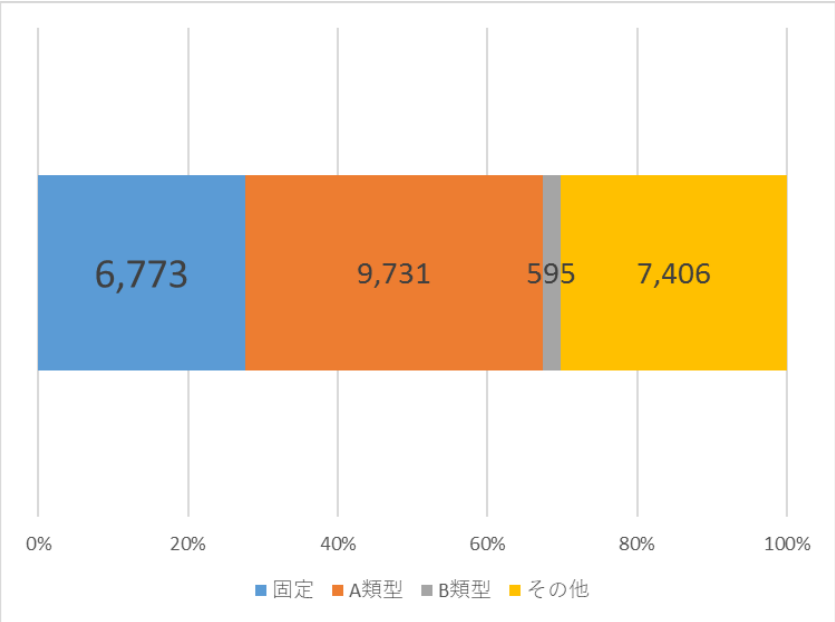
（地域別）

- 北海道:4,853件
- 東北:6,250件
 - 青森:905件 -岩手809件 -宮城1,114件 -秋田804件 -山形1,303件 福島-1,315件
- 関東：34,303件
 - 茨城:1,972件 -栃木:1,403件 -群馬:1,980件 -埼玉:3,434件 -千葉:2,456件
 - 東京:9,307件 -神奈川:3,900件 -新潟:2,308件 -山梨675件 -長野:2,708件 -静岡:4,160件
- 中部：14,667件
 - 富山:1,389件 -石川:1,440件 -岐阜:2,430件 -愛知:7,720件 -三重:1,688件
- 近畿：21,441件
 - 福井:1,240件 -滋賀:1,410件 -京都:2,435件 -大阪:9,048件 -兵庫:5,394件
 - 奈良:1,005件 -和歌山:909件
- 中国：6,914件
 - 鳥取:723件 -島根:483件 -岡山:1,919件 -広島:2,701件 -山口:1,088件
- 四国：4,258件
 - 徳島:935件 -香川:1,204件 -愛媛:1,420件 -高知:699件
- 九州・沖縄:10,620件
 - 福岡:3,492件 -佐賀:692件 -長崎:1,125件 -熊本:1,727件 -大分972件
 - 宮崎:829件 -鹿児島:1,064件 -沖縄:719件

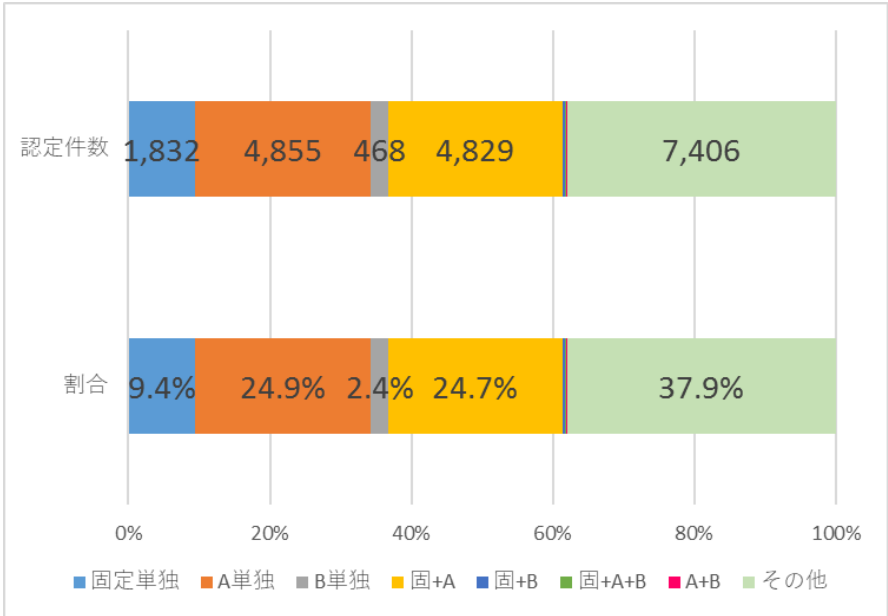
経営力向上計画（関東経済産業局認定分）

- 平成28年7月の制度開始以降、関東経済産業局は累計で19,517件の認定(令和2年3月末時点経済産業省分51,331件のうち約4割を占める)。
- 税制活用状況は、重複を含め、A類型9,731件、固定資産 (※) 6,773件と続く。
【左下図】 (※) 経営力向上計画に係る固定資産税の特例措置は、平成31年3月31日をもって終了。
- 重複を細分化すると、「A類型単独」の活用ケースが4,855件と最も多く、計画認定を受けた19,517件のうち、税制を活用する計画が6割強存在する。【右下図】

固定	A類型	B類型	その他
6,773	9,731	595	7,406



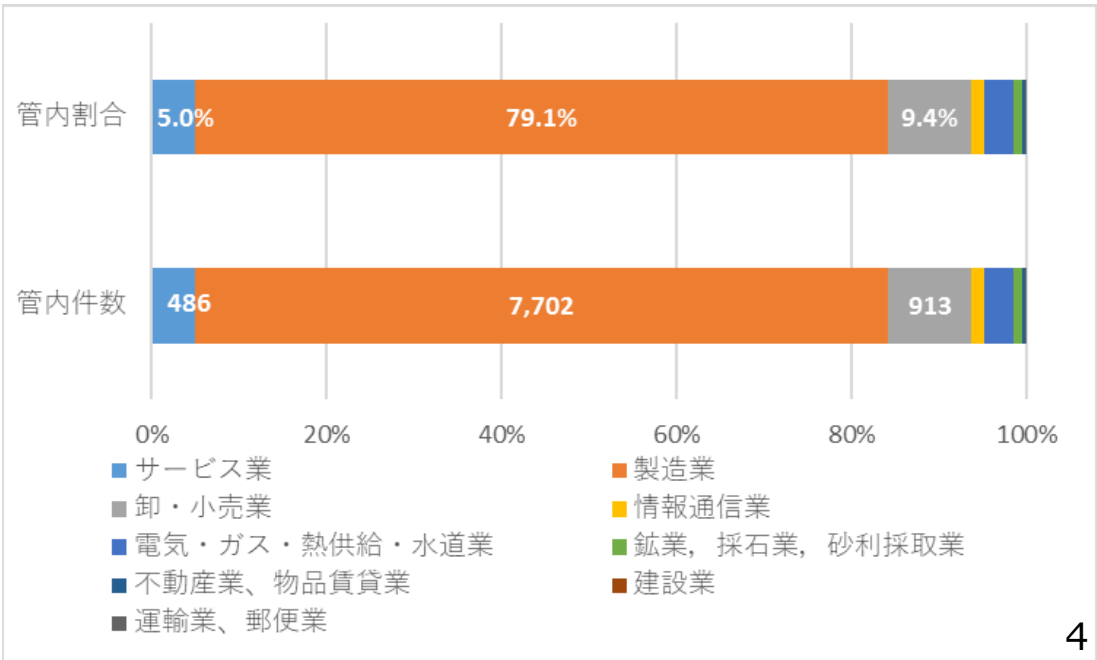
	固定単独	A単独	B単独	固+A	固+B	固+A+B	A+B	その他
認定件数	1,832	4,855	468	4,829	80	32	15	7,406
割合	9.4%	24.9%	2.4%	24.7%	0.4%	0.2%	0.1%	37.9%



経営力向上計画（関東経済産業局認定分：A類型）

- 平成28年7月の制度開始から令和2年3月31日までに、関東経済産業局は累計で19,517件の認定、そのうち、A類型を活用した計画は、9,731件。
- 都県別では、東京都2,499件、静岡県1,228件、埼玉県1,117件と続く。企業数（*）との比較では、群馬県、新潟県、長野県、静岡県が認定割合が高いことが伺える。
（*）企業数については、会社数と個人事業所を合算した数値。出典は、総務省「経済センサス－基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス－活動調査」再編加工。【左下図】
- 業種分類別では、製造業7,702件（79.1%）、卸・小売業913件（9.4%）と続き、上位2業種で88.5%を占める。【右下図】

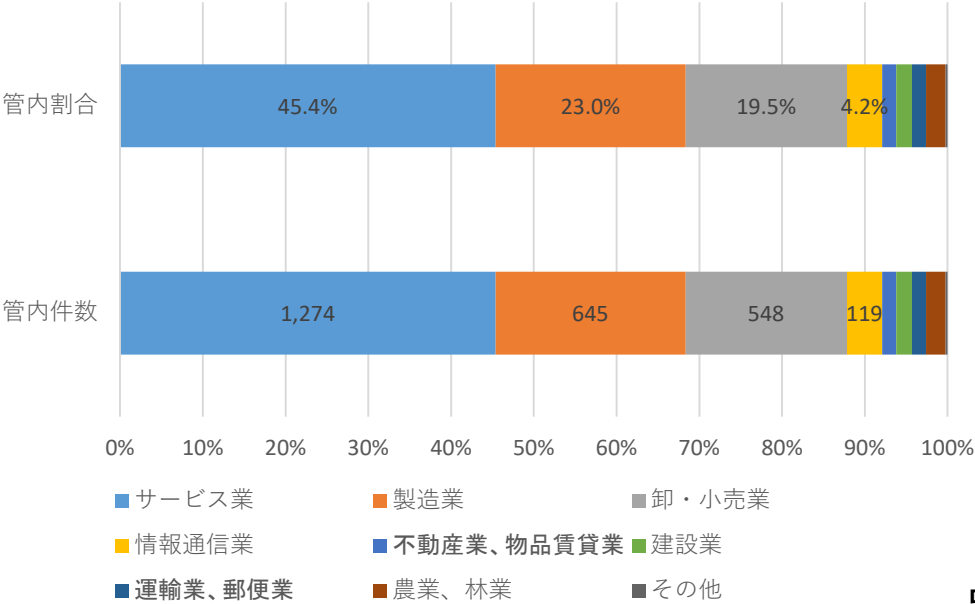
都県名	認定件数	シェア(a)	企業数	シェア(b)	a/b
茨城県	398	4.1%	84,370	5.7%	0.717
栃木県	400	4.1%	63,959	4.3%	0.951
群馬県	661	6.8%	69,301	4.7%	1.451
埼玉県	1,117	11.5%	170,223	11.5%	0.998
千葉県	475	4.9%	128,794	8.7%	0.561
東京都	2,499	25.7%	441,538	29.8%	0.861
神奈川県	1,036	10.6%	199,200	13.5%	0.791
新潟県	768	7.9%	83,233	5.6%	1.403
山梨県	193	2.0%	33,065	2.2%	0.888
長野県	956	9.8%	78,822	5.3%	1.845
静岡県	1,228	12.6%	127,399	8.6%	1.466
合計	9,731	100.0%	1,479,904	100.0%	1.000



経営力向上計画（関東経済産業局認定分：B類型）

- 平成29年度以降、令和2年3月末までに関東経済産業局管内のB類型の認定計画は595件。1計画から複数の投資計画が申請でき、その確認総数は2,808件。
- 都県別では、東京都1,487件、静岡県264件と続き、東京都の確認件数は管内件数の53%を占める。企業数（*）との比較では、東京都、静岡県が割合が高いことが見て取れる。（*）企業数については、会社数と個人事業所を合算した数値。出典は、総務省「経済センサス－基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス－活動調査」再編加工。【左下図】
- 業種分類別では、サービス業1,274件（45.4%）、製造業645件（23.0%）、卸・小売業548件（19.5%）と続き、上位3業種で87.9%を占める。【右下図】

都県名	確認件数	シェア(a)	企業数	シェア(b)	a/b
茨城県	81	2.9%	84,370	5.7%	0.51
栃木県	29	1.0%	63,959	4.3%	0.24
群馬県	63	2.2%	69,301	4.7%	0.48
埼玉県	211	7.5%	170,223	11.5%	0.65
千葉県	168	6.0%	128,794	8.7%	0.69
東京都	1487	53.0%	441,538	29.8%	1.77
神奈川県	247	8.8%	199,200	13.5%	0.65
新潟県	66	2.4%	83,233	5.6%	0.42
山梨県	46	1.6%	33,065	2.2%	0.73
長野県	146	5.2%	78,822	5.3%	0.98
静岡県	264	9.4%	127,399	8.6%	1.09
合計	2808	100.0%	1,479,904	100.0%	1.00



経営力向上計画（関東経済産業局認定分：B類型）

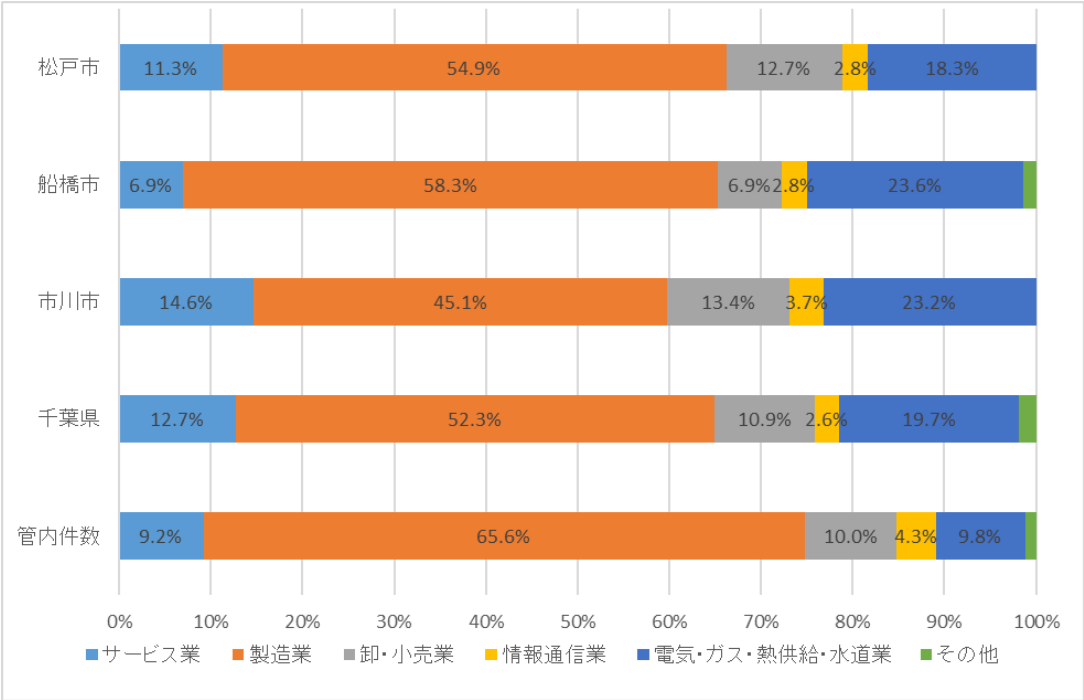
- 確認件数は2,808件において、上位は、サービス業、卸・小売業で、店舗追加による設備投資が多数を占める。

確認投資 計画数順	事業者 本社所在地	業種 (大分類)	事業内容	設備投資の目的
1	神奈川県	サービス業	学習塾・英会話	新規開校による売上げ増
2	東京都23区	サービス業	ヨガ教室経営	店舗追加による売上げ増加
3	埼玉県	サービス業	中華料理店の経営及び食品製造販売	店舗追加による売上げ増加
4	静岡県	卸・小売業	総合食品小売業	店舗追加による売上げ増加
5	東京都23区	サービス業	リラクゼーション施設の運営、管理	店舗追加による売上げ増加
6	東京都23区	卸・小売業	衣食住ブランドの企画、販売及び卸売業等	店舗追加による売上げ増加
7	東京都23区	卸・小売業	ペット及びペット関連商品の小売、動物病院の経営	店舗追加による売上げ増加
8	静岡県	農業、林業	農業	農業参入による余剰売電による売上げ増加
9	東京都23区	卸・小売業	カードゲームの企画、制作及び販売	自動販売機の設置による売上増加
10	東京都23区	卸・小売業	紳士服・婦人服の販売	店舗追加による売上げ増加
11	東京都23区外	サービス業	不動産の売買及び賃貸業、コインランドリー事業等	コインランドリー事業参入による売上げ増加
12	東京都23区	サービス業	ホテル業	店舗追加による売上げ増加
13	東京都23区外	サービス業	飲食店の経営	店舗追加による売上げ増加
14	東京都23区	卸・小売業	古物売買業、自動車及び自動車部品販売業	店舗追加による売上げ増加
15	長野県	サービス業	飲食業	店舗追加による売上げ増加

経営力向上計画（千葉県および市川市）

- 千葉県の業種別割合は、製造業では管内平均を下回る（管内：65.6%、千葉県52.3%）。市川市の製造業割合は、45.1%で千葉県平均をさらに下回る。
- 一方で、サービス業や卸・小売業では、千葉県は管内平均を上回り、市川市は千葉県平均も上回る。
（サービス業：管内9.2%<千葉県12.7%<市川市14.6%）
（卸・小売業：管内10.0%<千葉県10.9%<市川市13.4%）
- 市川市においては、経営力向上計画（B類型）を用いた支援が最適ではないか。

業種分類－大分類	管内件数	千葉県	市川市	船橋市	松戸市
サービス業	1794	138	12	5	8
製造業	12803	569	37	42	39
卸・小売業	1955	119	11	5	9
情報通信業	831	28	3	2	2
電気・ガス・熱供給・水道業	1907	214	19	17	13
その他	227	20	0	1	0
合計	19517	1088	82	72	71



中小・小規模事業者等の生産性向上の後押し (経営力向上計画の認定・支援措置について)

経営力向上計画とは？

1-1. 中小企業・小規模事業者等の生産性向上を後押し

- 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定・支援措置
- 中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図るために、平成28年7月より中小企業等経営強化法に基づいて、①国による**経営力向上計画※**の認定を行い、②認定事業者を対象とした**税制・金融などの支援措置**を実施。

○経営力向上計画の認定を受けた場合のメリット

1. 税制優遇

生産性を高めるための設備を取得した場合に大きく2つの支援措置を受けることが可能。

- ・法人税の**即時償却又は取得価額の10%税額控除**が選択適用（中小企業経営強化税制）
（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%の税額控除）
- ・登録免許税、不動産取得税の軽減

2. 金融支援

日本政策金融公庫による低利融資、中小企業信用保険法の特例として信用保証枠の拡大、中小企業基盤整備機構による債務保証など。

<その他のメリット>

計画の認定を受けた事業者のうち各補助金における基準を満たす場合は審査時に加算

※経営力向上計画は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、中小企業・小規模事業者等が経営力を向上するために策定する計画で、事業所管大臣が事業分野ごとに生産性向上の方法などを示した指針に則して策定するもの。
策定した計画は事業分野別の主務大臣に申請し、計画の認定を受けた事業者は税制・金融などの支援を受けられる。

1-2. 経営力向上計画の認定・支援措置活用の流れ

中小企業・小規模事業者や中堅企業は、自社の経営力を向上させるための取組（設備投資や人材育成等）を計画として策定し、担当省庁に申請のうえ認定を受けることで、税制・金融面を中心とした支援措置を活用し、経営力の強化を実現。

STEP 1

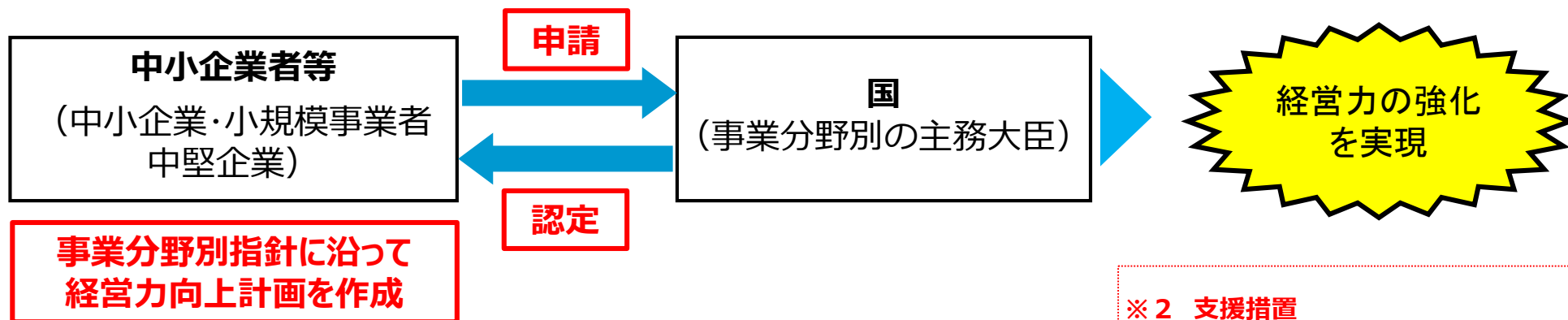
- 経営力向上計画を策定

STEP 2

- 経営力向上計画の申請※1
- 担当省庁による認定

STEP 3

- 計画の実施
- 支援措置の活用※2



サポート

経営革新等支援機関

例 商工会議所・商工会・中央会
地域金融機関、土業等の専門家 など

※1 提出先

事業分野に応じて提出先が定められているため、中小企業庁のHPに掲載の『事業分野と提出先』を要確認のこと。

＜例＞

製造業(一般)：各地方経済産業局
卸・小売(食料品・飲料)：各地方農政局

※2 支援措置

- ・ 生産性を高めるための設備を取得した場合、中小企業経営強化税制（即時償却等）により税制面から支援
- ・ 計画に基づく事業に必要な資金を支援
- ・ 認定事業者に対する補助金等における審査時の加点

1-3. 経営力向上計画の認定を受けられる中小企業者等の定義

● 認定を受けられる「中小企業者等」の規模

		・会社または個人事業主 ・医業・歯科医業を主たる事業とする法人(医療法人等)	・社会福祉法人 ・特定非営利活動法人
資本金	右欄の上下どちらかで判断	10億円以下	—
従業員数		2,000人以下	2,000人以下

【**注意！** 税制・金融支援によって対象となる要件が異なりますので、支援措置の活用を検討される場合は、中小企業庁HPに掲載の『税制措置・金融支援活用の手引き』を必ずご確認ください。】

中小企業等に該当する法人形態等について

- ① 個人事業主
- ② 会社(会社法上の会社(有限会社を含む)及び士業法人)
- ③ 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合(工業組合、商業組合を含む)、商工組合連合会(工業組合連合会、商業組合連合会を含む)、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ④ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合
- ⑤ 一般社団法人
- ⑥ 医業を主たる事業とする法人
- ⑦ 歯科医業を主たる事業とする法人
- ⑧ 社会福祉法人
- ⑨ 特定非営利活動法人

※ ①、②、⑥～⑨については、資本金額10億円以下又は常時使用する従業員が2000人以下である必要があります。④、⑤については、構成員の一定割合が中小企業であることが必要です。

※ ①個人事業主の場合は**開業届が提出されていること**、法人②～⑨の場合は**法人設立登記がされていること**が必要です。

1-4. 経営力向上計画の認定を受けた場合のメリット①（中小企業経営強化税制）

中小企業者等が、**指定期間**内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、**一定の設備**を**新規取得**して、**指定事業**の用に供した場合、**法人税について即時償却又は取得価額の10%の税額控除※を選択適用**することができる。 ※資本金3000万円超1億円以下の法人は7%

指定期間

平成29年4月1日から令和5年3月31日までの期間

一定の設備

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)	デジタル化設備(C類型)
要件	①一定期間内に販売されたモデル ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
確認者	工業会等から証明書を取得	経済産業局から確認書を取得	経済産業局から確認書を取得
対象設備 (取得価額／販売時期)	◆機械装置(160万円以上／10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上／5年以内) ◆器具備品(30万円以上／6年以内) ◆建物附属設備(60万円以上／14年以内) ◆ソフトウェア(70万円以上／5年以内) (情報を収集・分析・指示する機能)	◆機械装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上)	◆機械装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上)
指定事業	農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、建設業、製造業、ガス業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、海洋運輸業、沿海運輸業、内航船舶貸渡業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、郵便業、卸売業、小売業、広告業、採石業、砂利採取業、洗濯・理容・美容・浴場業、駐車場業、損害保険代理業、不動産業、旅行業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、料理店業その他の飲食店業(一定の類型を除き、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他これらに類する事業を除く)、生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、社会保険・社会福祉・介護事業、協同組合(他に分類されないもの)、他に分類されないサービス業(廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業) (注)電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業(映画業を除く)等は対象になりません。 (注)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。		
その他要件	生産等設備を構成するものであること／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと等		

1-5. 税制活用の具体的なイメージ

認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得した場合、
中小企業経営強化税制の活用により、**即時償却又は税額控除が選択適用**できます！

例：500万円の機械装置を購入しようとした場合

例



例

- ・ 製造業
- ・ 資本金：1,000万円
- ・ 今期見込み税引き前当期利益：800万円
- ・ 機械装置耐用年数：5年
- ・ 法人税率：15%

- ・取得価格**500万円を即時償却**し、その年度の損金として処理。
- ・取得価格の10%※の**50万円を法人税から控除**。
(※資本金が3000万円を超える場合は取得価格の7%。控除上限はその事業年度の法人税額の20%まで。)

どちらかを選択

設備導入しなかった場合	利益800万円×法人税率15% = 法人税120万円支払 。
税制を知らずに導入した場合	通常の減価償却（定額法）を行い、取得価格500万円÷耐用年数5年 = 償却額100万円 (利益800万円－償却額100万円 = 利益700万円) ×法人税率15% = 法人税105万円支払 。
即時償却を活用した場合	即時償却により取得価格500万円が償却可能 (利益800万円－償却額500万円 = 利益300万円) ×法人税率15% = 法人税45万円支払 。
税額控除を活用した場合	利益800万円×法人税率15% = 法人税120万円支払うところ 取得価格500万円×税額控除10% = 50万円 法人税120万円－税額控除50万円 = 法人税70万円支払 。(※注 本計算では、わかりやすくするため、控除上限は加味しておりません。)

中小企業経営強化税制活用の主な注意事項

- ・即時償却は課税の繰り延べであり、即時償却を行った年度の節税になります。（今後の利益を一定とした場合はトータルで支払う税額は通常に償却を行った場合と同じ）
- ・税制の適用を受けるためには工業会の証明書又は経産局の確認書を取得し、設備取得した年度内に経営力向上計画の認定を受ける必要があります。
- ・税法の要件（取得価格要件、生産等設備を構成するもの、中古資産・貸付資産でないこと など）を満たしている必要があります。

B類型の申請事例（中小企業経営強化税制）

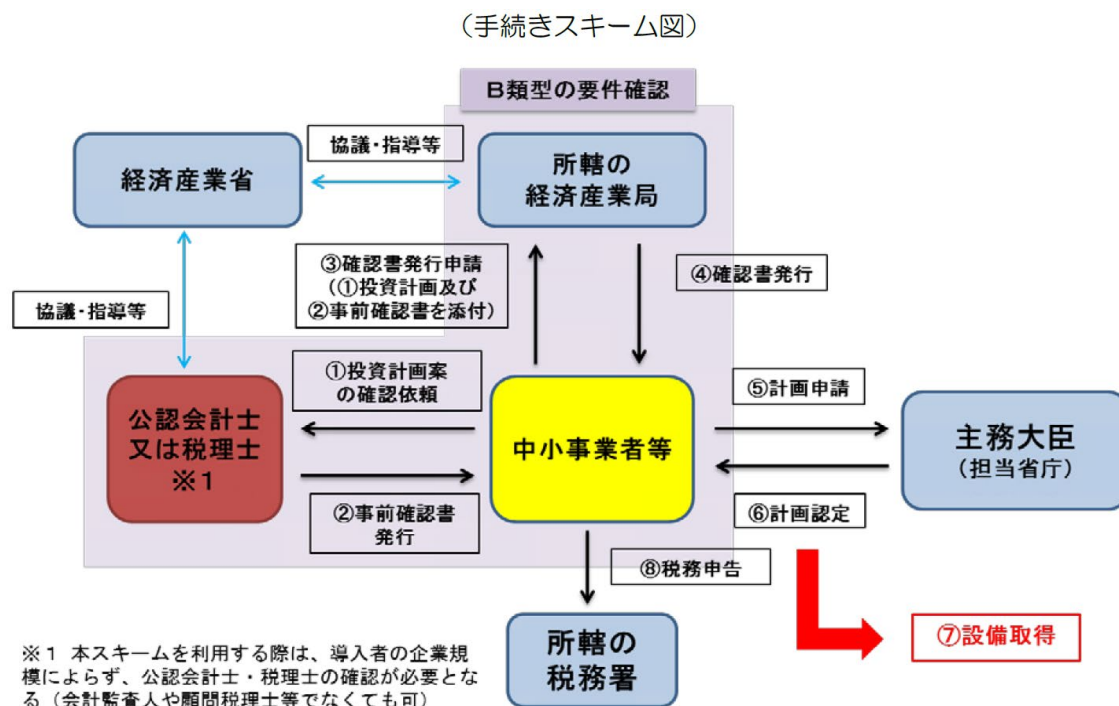
例えば、以下の事例のような事業者がB類型を申請

- 飲食店を営む事業者が、店舗改装を計画。
- 自動車販売を営む事業者が、店舗出店を計画。

店舗改装や店舗出店に係る設備や費用

<例>

- ・厨房設備
- ・テーブル
- ・照明電気設備工事
- ・電気設備工事
- ・エアコン設備工事
- ・内装工事一式
- など



B類型の申請では、飲食店や小売業等の「非製造業の事業者」も利用可能です。

例えば店舗改装や店舗出店の場合、改装や出店に係る「厨房設備」等の設備や、付帯工事（「電気工事」や「内装工事」など）も、申請することが可能。

※取得する対象設備については、減価償却資産の種類によって、税制措置適用要件の最低価額がございます。

※B類型の申請をする際は、設備を取得する前に申請が必要となります。

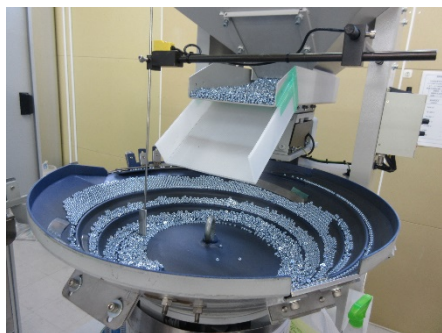
※税制活用には、B類型の認定後、経営力向上計画の申請書を作成し、認定を受ける必要があります。

認定事例 A社 （製造業／東京都）

- ナット・ボトル・スペーサーの製造・販売を請け負う。
- 自動車向けの部品を中心として受注が増加している中、**出荷能力の拡大と製品検査精度のアップ**が課題。
 - －自動検査機を導入し、人員による検査から機械による検査に切り替えることで、**大量かつ迅速な検査体制を構築**。
 - －**出荷能力と品質の向上の両立**にも取り組む。



○導入した設備：自動検査機



○検査部品の一部

○**自動検査機を5台導入し**、中小企業経営強化税制を利用。自動で良品と不良品の判定をし、**1分あたり約200個**の検査をすることが可能となった。また、1日あたりの検査量も**約3倍以上増加**した。

○従来目視で行っていた検査を機械で行えるようになり、**より正確な検査が可能**となった。さらに、不良品を出荷することがなくなり、**取引先の信頼度も向上し受注増加につながった**。

〈事業者からの声〉



目視検査で受けていたお客様からのクレームが、検査機の導入によってなくなりました。
人件費の削減にもつながり、検査に携わっていた従業員には違う作業をしてもらっています。

認定事例 B社 (サービス業 (飲食店) / 埼玉県)

- 「食の安心・安全」をモットーに、関東近郊に中華料理店を展開する中小の外食チェーン店。
- 外食産業における**慢性的な人手不足から来る人件費高騰**が喫緊の課題。新たなシステムを導入し、**オペレーションの簡素化**を図ることで、人件費抑制を目指す計画。
- 同時に**老朽化した建物付属設備**に対して、**ダクト工事や給排水工事**も実施し、一層の投資効果向上を図る。



○器具・備品の一例:タッチパネル



○ダクト工事のイメージ

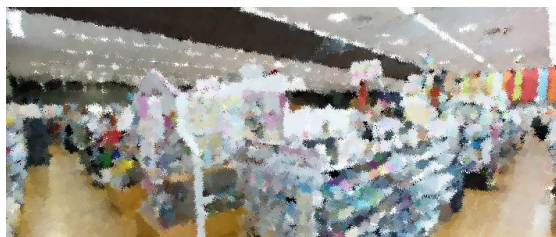
○中小企業経営強化税制を利用し、**タッチパネル式セルフオーダーシステム(器具・備品)**を導入。これにより、オペレーションの簡素化を図られ、既存人員による生産性向上を実現。

○副次効果として、計画作成時には想定が無かった**ウイルス感染症対策**に関連して、非接触型のタッチパネル式セルフオーダーシステムが来店客から、口コミサイトでは「**タッチパネルで注文するキレイな中華料理店**」といった書き込みも出るなど、高評価を得ている。

○中小企業経営強化税制を利用して、ダクト工事(建物付属設備)や給排水工事(建物付属設備)も実施。**エネルギーの効率化等により、光熱費の低減が実現**し、投資効果向上に貢献。

認定事例 C社 （卸・小売業（食品小売業）／静岡県）

- 品質の向上を目指しながらも、低価格を維持するローコストオペレーションに取り組む、地域の食品スーパー。
- 新店舗進出において、**環境に配慮した対策を施すなど、顧客志向が表現された設備投資**を行うことが課題。
- 同時に低価格も実現するため、**更なる生産性向上に資する設備を導入し、投資効果向上を図る。**



○建物付属設備の一例：LED照明



○器具・備品の一例：スライサー

○地域顧客の環境対策への意識が高いことから、その顧客志向に対応するため、**新規店舗を全面LED化**。中小企業経営強化税制を利用し、照明器具設備工事（建物付属設備）や電灯コンセント設備工事（建物付属設備）を実施し、**新規顧客の獲得に貢献**。

○既存店舗では、人海戦術で実施している食品加工や調理器具の洗浄において、業務用の食品スライサーやオートメーションの食器洗浄機を導入することで、生産性の向上を実現。

ご参考

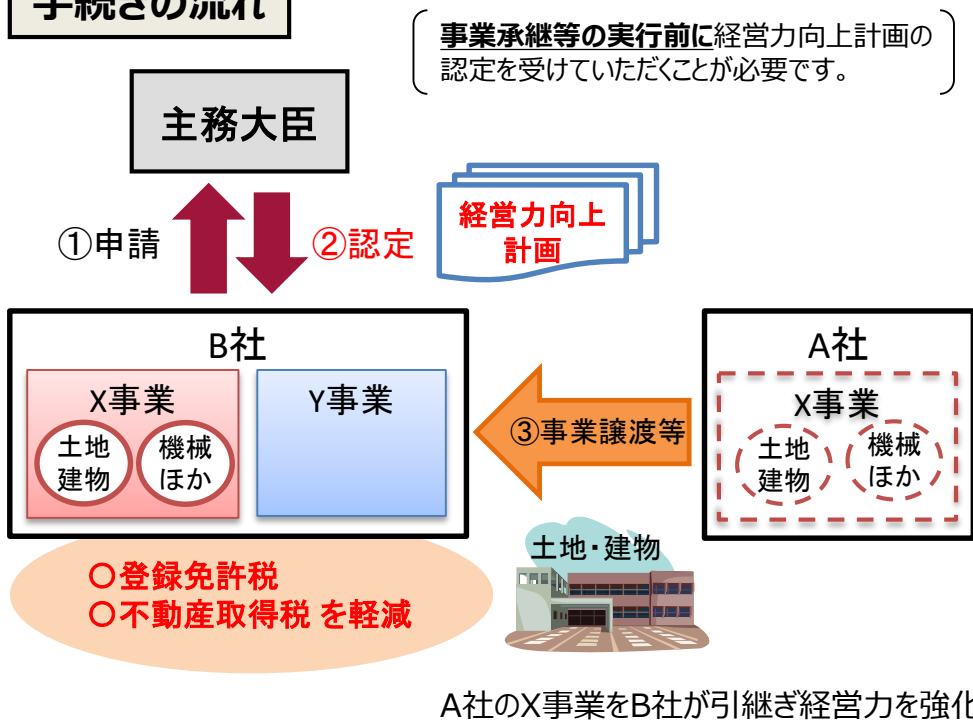
2-1. その他の支援策①（事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例）

- M & Aを通じた社外への事業承継を支援する措置
- 中小企業者等が、**適用期間内**に中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、**合併、会社分割又は事業譲渡を通じて**他の中小企業者等から不動産を含む事業用資産等を取得する場合、不動産の権利移転について生じる**登録免許税、不動産取得税の軽減**を受けることができる。

適用期間

平成30年7月9日から令和4年3月31日までの期間

手続きの流れ



軽減措置の内容

<登録免許税の税率>

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の 所有権 移転の 登記	事業に必要な資産の譲受けによる移転の登記	2.0%※	1.6%
	合併による移転の登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%

※平成31年3月31日まで、土地を売買した場合には1.5%に軽減。

<不動産取得税の税率>

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※1)
土地 住宅	3.0%	取得した不動産の価格の 1/6に相当する額を控除
住宅以外の 家屋	4.0%※2	

※1 合併・一定の会社分割の場合は非課税。※2 事務所や宿舍等の一定の不動産を除く。

2-2. その他の支援策②（金融支援措置）

政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等により円滑な資金調達を支援。

① 日本政策金融公庫による低利融資

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資の借入について、低利融資を受けられる。

※基準利率及び特別利率については、日本政策金融公庫のHPをご参照ください。

② 中小企業信用保険法の特例

中小企業者向け

中小企業者は、経営力向上計画の実行（※）にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等の別枠の追加保証や保証枠の拡大が受けられる。

○保証限度額の別枠・保証枠の拡大

※新事業活動に該当する事業

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新事業開拓保険 海外投資関係保険	2億円→3億円（保証枠の拡大）	

③ 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能。

④ 日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者(国内親会社)の海外支店又は海外子会社が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、日本公庫による債務の保証を受けることができる。

○補償限度額：1法人あたり最大4億5000万円

○融資期間：1～5年

⑤ 日本政策金融公庫によるクロスボーダーローン

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者(国内親会社)の海外子会社は、経営力向上計画等の実施に必要な設備資金および運転資金について、直接、融資を受けることができる（4億円を限度として低金利融資が受けられる）。

○貸付限度額：14億4000万円(長期運転資金の場合は、9億6千万円)

○貸付期間：設備資金20年以内、運転資金7年以内

⑥ 中小企業基盤整備機構による債務保証

中堅クラス向け

中堅クラスの企業等、信用保険法の特例が措置されていない中小企業者以外の者が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円（保証割合50%、最大50億円の借入れに対応）の債務の保証を受けられる。

⑦ 食品等流通合理化促進機構による債務保証

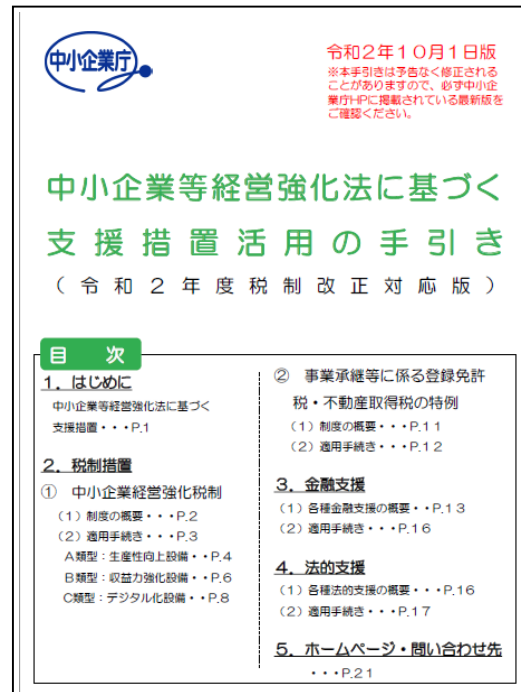
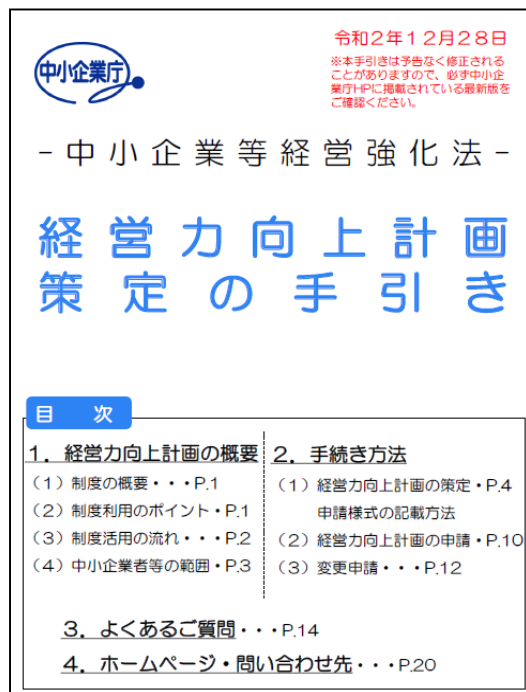
中堅クラス向け

中小企業者向け

食品製造業者等は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、信用保証を使えない場合や巨額の資金調達が必要となる場合に、食品流通構造改善促進機構による債務の保証を受けられる。

2-3.ご参考「手引き」

経営力向上計画の作成にあたっては、最新の「**経営力向上計画策定の手引き**」「**中小企業経営強化法に基づく支援措置活用の手引き**」を必ずご確認ください。



また、関東経済産業局に経営力向上計画をご提出される場合、必ず当局のHPをご確認ください。申請書作成から提出までの流れが分かるとともに必要書類の入手が可能です。

※関東経済産業局「経営力向上計画の申請について」

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kojo_keikaku/keiei_kyokaho.html

2-4.お問合せ先

○経営力向上計画の制度全般についてのご質問

中小企業庁 事業環境部 企画課（経営力向上計画相談窓口）

電話：03-3501-1957（平日9:30-12:00、13:00-17:00）

中小企業庁 事業環境部 財務課（「事業承継等」について）

電話：03-3501-5803（平日9:30-12:00、13:00-17:00）

○税制措置についてのご質問

中小企業税制サポートセンター

電話：03-6281-9821（平日9:30-17:00）

中小企業庁 事業環境部 財務課（「事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例」について）

電話：03-3501-5803（平日9:30-12:00、13:00-17:00）

○経営力向上計画の申請書作成にあたってのご質問

関東経済産業局 産業部 中小企業課

電話：048-600-0338（平日9:30-12:00、13:00-17:00）

経営力向上計画に関する最新の情報等は中小企業庁のHPに掲載をしています。

※中小企業庁 経営サポート「経営強化法による支援」 <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>